

(用度管財課 一般競争入札の実施)

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和6年4月25日

大分県知事 佐藤 樹一郎

1 競争入札に付する事項

(1) 役務の種類

中部地区D清掃業務委託

(2) 委託期間

令和6年7月1日から令和9年6月30日まで

(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

(3) 対象施設

中部保健所

農林水産研究指導センター農業研究部果樹グループ津久見庁舎

臼杵土木事務所

2 大分県共同利用型電子入札システムの利用

本案件は、大分県共同利用型電子入札システムで行う。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか大分県電子入札運用基準による。

3 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本案件については、次に掲げる条件を全て満たしている者に限り入札参加を認める。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を得ている者のうち、建築物清掃業務の A級もしくはB級 に格付けされた者であること。

(3) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業の都道府県知事の登録を受けていること。

(4) この公告の日から7に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。

(5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(6) 契約書に定める資格者を現場代理人として選任できる者

(7) 大分県共同利用型電子入札システムにより事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。

システム利用できない場合は、入札説明書「1 入札の方法」に定める手続きによること。

4 契約条項を示す場所及び日時

大分県ホームページ及び大分県共同利用型電子入札システム上に令和6年5月22日(水)まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。ただし7に記す再度入札を

行うときは再度入札の開札日まで延長する。

5 大分県共同利用型電子入札システム及び契約の手續において使用する言語及び通貨

- (1) 使用言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

6 大分県共同利用型電子入札システムの入力日時等

- (1) 入札参加申請期間 この公告の日から令和6年5月16日（木）午後5時まで
- (2) 入札書提出期間 入札参加承認の日から令和6年5月22日（水）午後5時まで
- (3) 入札金額 **消費税及び地方消費税額抜きの月額**を入力すること。
- (4) 注意事項 大分県共同利用型電子入札システムにおけるICカード（電子証明書）とカードリーダーの準備及び利用者登録を完了していること。

紙により入札書を提出する場合は、入札説明書「1 入札の方法」に定める手続きにより事前に承認を受け、発注者が指定した日時及び場所に提出するものとする。

契約期間内に改修工事等により清掃業務量に変動がある場合がある。

7 大分県共同利用型電子入札システムによる開札場所、日時等

- (1) 開札場所 大分県会計管理局 用度管財課 庁舎管理班（本館2階）
- (2) 開札日時 令和6年5月23日（木）午前10時00分
- (3) 再度入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札金額の入力期間、開札日時及び最低入札価格を別途通知する。

8 入札保証金に関する事項

免除とする。

9 入札の無効

大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

10 最低制限価格の設定

有

11 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、大分県共同利用型電子入札システムに装備されている電子くじにより落札者を決定する。
- (3) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号又は第9号の規定により随意契約を行うものとする。

12 契約保証金に関する事項

免除とする。

13 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約とする。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を解除する。
- (2) その他の詳細は、入札説明書による。

14 契約に関する事務を担当する部局の名称

大分県会計管理局 用度管財課 庁舎管理班
〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号
電話 097-506-2961